4月から年次有給休暇5日以上の取得が義務化に

「働き方改革」の対応策職場で取り組むべきことは?

主催:加茂商工会議所

ITFF

「働き方改革関連法」施行まであとわずかです。この法案は全ての事業所が対象となり、順次準備を進めていかなければなりません。年次有給休暇5日以上の取得義務化や時間外労働の上限規制、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇格差の禁止など、中小企業にとっては重要な問題です。

本セミナーでは「働き方改革」に対応し、併せて労働力向上につなげるべき職場環境の整備等、事例を交えてわかりやすく解説いたします。ぜひ奮ってご参加ください。

- 1. 日 時 平成31年3月11日(月)14:00~15:30
- 2. 会 場 加茂商工会議所会議室
- 3. 講師 社会保険労務士法人 こじま事務所

所長 小島正晴 氏

- 4. 内 容 (1)人口減少社会における働き方改革の必要性
 - (2)年次有給休暇5日取得義務化に伴う対応策
 - (3)職場の魅力度アップのための取り組み(ワーク・ライフ・バランステレワーク、フレックスタイム制、インターバル制度など) 他
- 5. 受講料 会員 1,000円 非会員 3,000円
- 6. 定 員 20名
- 7. 申込み 下記申込書に記入のうえ、3月4日(月)までに事務局(担当/渡邉 TEL:52-1740・FAX:52-4100)までお申し込みください。

—— 切らずにこのままFAXしてく ——

ワーク・ライフ・バランスセミナー受講申込書

(担当/渡邉 FAX: 52-4100)

事業所名	住 所	
TEL	F A X	
受講者名	受講者名	